TIGERS POLYMER CORPORATION

第83期 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2025年６月24日（火曜日）
午前10時

場 所 大阪府豊中市新千里東町２丁目１
千里阪急ホテル　西館２階　仙寿
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

決議事項

＜会社提案（第１号議案から第２号議案まで）＞
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件

＜株主提案（第３号議案）＞
第３号議案　剰余金の処分の件（特別配当）

郵送又はインターネットによる議決権行使期限
2025年６月23日(月曜日)
午後５時10分まで

タイガースポリマー株式会社

証券コード：4231

代表取締役社長

澤田宏治

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申しあげます。

当社は、1938年にゴムホース・工業用ゴム製品のメーカーとして創業し、合成樹脂とゴムを材料に、「３つの技術（ホース、ゴムシート、モールド（成形品）を作る技術）」を使い、「４つの市場（家電、自動車、土木・建築・住宅、産業資材）」に販売することで、バランスの取れた経営戦略を構築し、ニッチな市場で高いシェアを獲得することを基本方針としております。

さらには、「独自の技術で開発した機能部品を世界の市場に提供する」という方針に基づき、積極的な研究開発投資により、多種多様な「製品開発能力」並びに「性能解析能力」を高め、独自性の強い新製品を世界の市場に広く提供しております。

国内情勢を見ますと、空前の人手不足や物価高騰等の問題があり、又、世界に目を向けますと、中東やロシア・ウクライナ情勢等の地政学リスクの高まりや、米国の政策変更の影響等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした中、「信念ある柔軟性」という社是のもと、時代の流れを着実に捉えながら、広い視野と見識を持って変化に向き合える人材の育成に専心するとともに、「損得以前にまずは善悪」を基準に、自分たちのなすべきことは何かを定め、徹底した顧客指向によって、株主の皆さまや社会からの期待と信頼に応える企業として、さらなる飛躍を図っていきたいと考えております。

2025年５月

経営理念

Management Philosophy

1 経済活動を通して付加価値を生み出し、広く社会に貢献する。

2 株主の皆さまをはじめ従業員、取引先、社会などすべてのステークホルダーの信頼と期待に応える。

3 企業の発展と永続性確保のため、市場の変化にすばやく対応し、
常に顧客指向を「信念」として、その実現のために多種多様な変化に対し、
「柔軟」に対応する。

（証券コード　4231）

2025年６月３日
（電子提供措置の開始日　2025年５月30日）

株　主　各　位

大阪府豊中市新千里東町一丁目４番１号
タイガースポリマー株式会社
代表取締役社長　　澤　田　宏　治

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第83期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://tigers.jp/ir/soukai.html

また、上記の他、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、４頁～６頁をご参照の上、来る2025年６月23日（月曜日）午後５時10分までに行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　**2025年６月24日（火曜日）　午前10時**

２．場　　所　大阪府豊中市新千里東町２丁目１　千里阪急ホテル　西館２階　仙寿
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

3．会議の目的事項

報告事項　1．第83期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第83期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

＜会社提案（第１号議案から第２号議案まで）＞

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役９名選任の件

＜株主提案（第３号議案）＞

第３号議案　剰余金の処分の件（特別配当）

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出の上、議決権を行使することができます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」及び「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」「会計監査人の監査報告書」「監査役会の監査報告書」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様にご送付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（７頁～23頁）をご検討の上、議決権のご行使をお願い申しあげます。
議決権のご行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会への出席による議決権行使

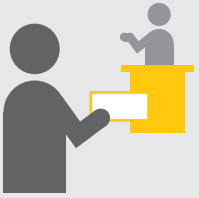

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時　**2025年６月24日(火曜日) 午前10時**
(受付開始：午前９時)

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、
行使期限までに到着するようにご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限　**2025年６月23日(月曜日) 午後５時10分到着分まで**

インターネットによる議決権行使

パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、６頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限　**2025年６月23日(月曜日) 午後５時10分まで**

議決権行使書のご記入方法のご案内

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

※　各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使書における賛否のご記入例

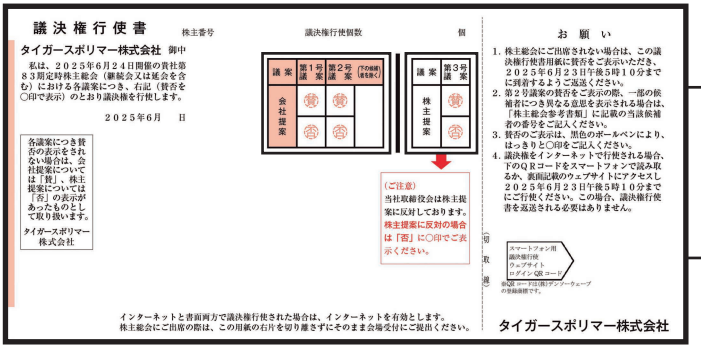
議　決　権　行　使　書　　株主番号　　議決権行使個数　　個

タイガースポリマー株式会社　御中

私は、２０２５年６月２４日開催の貴社第８３期定時株主総会（継続会又は延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

２０２５年６月　　日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

タイガースポリマー株式会社

議案	第１号議案	第２号議案（下の候補者を除く）
会社提案	賛	賛
	否	否

議案	第３号議案
株主提案	賛
	否

（ご注意）
当社取締役会は株主提案に反対しております。
株主提案に反対の場合は「否」に○印でご表示ください。

お　願　い

1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、２０２５年６月２３日午後５時１０分までに到着するようご返送ください。
2. 第２号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
4. 議決権をインターネットで行使される場合、下のＱＲコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにアクセスし２０２５年６月２３日午後５時１０分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

切取線

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

タイガースポリマー株式会社

第１号議案から第２号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第３号議案は一部の株主さまからのご提案です。
取締役会としては議案に**反対**しております。詳細は**招集ご通知の21～23頁**をご参照ください。

各議案の賛否をご記入ください。　▶賛成の場合：「賛」の欄に○印
▶反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合

議案	第１号議案	第２号議案（下の候補者を除く）
会社提案	賛	賛
	否	否

議案	第３号議案
株主提案	賛
	否

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
https://www.tosyodai54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

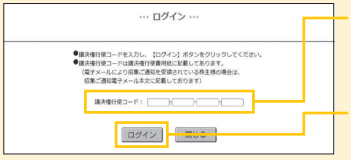

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

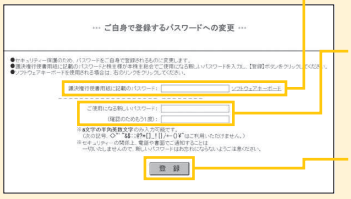

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

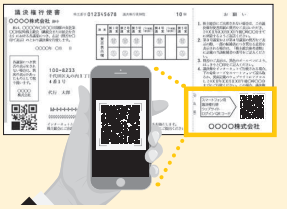

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

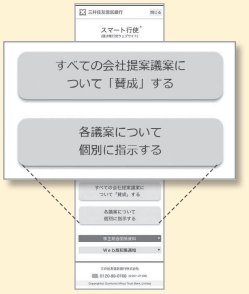

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱いいたします。
インターネットによって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。
※パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

三井住友信託銀行株式会社ウェブサポート専用ダイヤル

0120-88-0768

受付時間：午前９時～午後９時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第２号議案まで）＞

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、安定的な配当維持に加え、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。また、配当額につきましては連結配当性向30％以上を目標に実施していくこととしており、当期の期末配当につきましては、１株につき36円にさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として１株につき17円をお支払いさせていただきましたので、当期の年間配当金は１株につき53円となります。

（1）配当財産の種類	金　銭
（2）配当財産の割当に関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき36円　　総額716,569,884円
（3）剰余金の配当が効力を生じる日	2025年６月25日

第２号議案　取締役９名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役全員（10名）が任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	在任年数（本総会終結時）	取締役会出席状況
1	再任	さわだ　こうじ 澤田　宏治	代表取締役社長	16年	13回/13回（100%）
2	再任	わたなべ　けんたろう 渡辺　健太郎	取締役会長	23年	13回/13回（100%）
3	再任	うえだ　えいじ 植田　英司	常務取締役 製造部、資材部、環境管理部、購買部担当	９年	13回/13回（100%）
4	再任	とよた　ひろゆき 豊田　裕之	常務取締役海外事業部長 海外事業部、オートモーティブ営業部、営業部、新規事業部担当	２年	13回/13回（100%）
5	再任	いのうえ　ひろあき 井上　宏章	取締役経理部長 経理部担当	４年	13回/13回（100%）
6	再任	とみた　やすひこ 冨田　保彦	取締役品質保証部長 品質保証部、開発研究所担当	２年	13回/13回（100%）
7	再任	ごとう　ひでひこ 後藤　秀彦	取締役総務部長 総務部、情報システム部担当	２年	13回/13回（100%）
8	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	こにし　はなこ 小西　華子	社外取締役 （重要な兼職の状況） 竹林・畑・中川・福島法律事務所パートナー弁護士 株式会社近大アシスト　社外取締役	２年	13回/13回（100%）
9	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	ほそみ　たくと 細見　拓人	社外取締役 （重要な兼職の状況） 公認会計士 株式会社Brunton　代表取締役 Brunton会計事務所　代表 Brunton監査法人　代表社員	１年	10回/10回（100%）

候補者番号	さわだ　こうじ 澤田　宏治	再　任

生　年　月　日	1967年10月13日
所有する当社の株式の数	888,000株
取締役会出席状況	13回／13回
在　任　年　数	16年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4 月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
1997年 4 月	当社入社
2003年 4 月	同製造部課長
2005年 4 月	同岡山工場長
2009年 6 月	同取締役製造部長
2013年 6 月	同専務取締役 製造部、品質保証部、情報システム室担当
2015年 6 月	同代表取締役専務 製造部、品質保証部、環境管理部、情報システム室担当
2016年 6 月	同代表取締役専務経営管理部長 製造部、品質保証部、環境管理部、情報システム室担当
2017年 4 月	同代表取締役専務 製造部、品質保証部、環境管理部、情報システム室担当
2019年 6 月	同代表取締役専務 製造部、情報システム室担当
2020年 4 月	同代表取締役専務 新規事業部、情報システム室、環境管理部担当
2021年 6 月	同代表取締役社長 情報システム部、開発研究所担当
2023年 6 月	同代表取締役社長 開発研究所、新規事業部担当
2024年 1 月	同代表取締役社長 新規事業部担当
2025年 4 月	同代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

澤田宏治氏は、当社取締役として当社の幅広い分野を歴任し、代表取締役就任以降は、経営者としての豊富な経験と実績に基づき、強力なリーダーシップで当社グループの経営の指揮を執り、事業戦略の重要な意思決定と、業務執行の監督の役割を果たしてきました。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断し、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号			
2	わたなべ　けんたろう 渡 辺 健太郎	再　任	

生　年　月　日	1948年12月22日
所有する当社の株式の数	31,217株
取締役会出席状況	13回／13回
在　任　年　数	23年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 4 月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
2000年 7 月	当社入社、経理部長
2002年 6 月	同取締役経理部長
2007年 6 月	同常務取締役経理部長
2009年 6 月	同代表取締役社長
2021年 6 月	同代表取締役会長
2023年 6 月	同取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

渡辺健太郎氏は、当社代表取締役として、長きに亘り当社グループの経営の指揮を執り、事業戦略の重要な意思決定と、業務執行の監督の役割を果たしてきました。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現するために必要不可欠であると判断し、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	うえだ　えいじ	再任
3	植田　英司	

生年月日	1957年4月3日
所有する当社の株式の数	5,693株
取締役会出席状況	13回／13回
在任年数	9年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 2 月	当社入社
2004年 4 月	同名古屋支店長
2009年 4 月	同品質保証部長
2011年 4 月	同品質保証部長兼環境管理部長
2013年 6 月	同購買部長
2016年 6 月	同取締役購買部長
2017年 4 月	同取締役経営管理部長兼購買部長
2019年10月	同取締役総務部長兼経営管理部長 購買部担当
2020年 4 月	同取締役総務部長 製造部、経営管理部、資材部担当
2021年 4 月	同取締役 総務部、製造部、経営管理部、資材部担当
2021年 6 月	同常務取締役 総務部、製造部、資材部、環境管理部担当
2023年 6 月	同常務取締役 製造部、資材部、環境管理部担当
2024年 1 月	同常務取締役 製造部、資材部、環境管理部、購買部担当（現任）

取締役候補者とした理由

植田英司氏は、当社取締役として購買・調達部門、経営管理部門、総務部門、製造部門等、当社の幅広い分野を歴任し、当社グループの業務全体を把握し、事業戦略の重要な意思決定と、業務執行の監督の役割を果たしてきました。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現するために必要不可欠であると判断し、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 4

とよた　ひろゆき
豊田　裕之

再任

生年月日	1964年11月17日
所有する当社の株式の数	5,248株
取締役会出席状況	13回／13回
在任年数	2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月	当社入社
2006年 4 月	同営業部営業企画室 栃木分室 室長
2009年 6 月	同営業企画部 栃木分室 室長
2010年 4 月	同営業企画部 オートモーティブ事業室 室長
2012年 4 月	同第二営業部 オートモーティブ事業室 室長
2013年 4 月	Tigerpoly（Thailand）Ltd. 取締役社長
2019年 8 月	当社第二営業部長兼オートモーティブ事業室栃木室長
2020年 4 月	同執行役員オートモーティブ営業部長兼大阪営業所長 兼名古屋営業所長
2021年 4 月	同執行役員オートモーティブ営業部長兼海外事業部長
2021年10月	同執行役員オートモーティブ営業部長兼海外事業部長 兼海外事業部貿易室長
2022年 5 月	同執行役員オートモーティブ営業部長兼海外事業部長
2023年 6 月	同取締役海外事業部長 オートモーティブ営業部、海外事業部担当
2025年 4 月	同常務取締役海外事業部長 営業部、新規事業部、 オートモーティブ営業部、海外事業部担当（現任）

取締役候補者とした理由

豊田裕之氏は、当社グループの海外事業の中核である、自動車部品の営業部門において、豊富な経験と実績を有しており、又、海外現地法人の経営者としての豊富な経験等、グローバルな視点での事業経営全般に関する知見を有しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現するために必要不可欠であると判断し、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 5

いのうえ　ひろあき
井上　宏章

再任

生年月日	1961年7月28日
所有する当社の株式の数	7,280株
取締役会出席状況	13回／13回
在任年数	4年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月	当社入社
2009年 6 月	同経理部長
2019年 6 月	同執行役員経理部長
2020年 4 月	同執行役員経理部長兼経営管理部長
2021年 6 月	同取締役経理部長兼経営管理部長 経理部、経営管理部担当
2021年10月	同取締役経理部長兼経営管理部長 兼経営管理部経営管理室長 経理部、経営管理部担当
2023年 4 月	同取締役経理部長 経理部担当（現任）

取締役候補者とした理由

井上宏章氏は、経理部門において豊富な経験を有し、高い知見と実績を備えているとともに、当社グループの収益状況、今後の事業展開、財務体質等を熟知しており、取締役就任後は、事業戦略の重要な意思決定と、業務執行の監督の役割を果たしてきました。当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現するために必要不可欠であると判断し、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 6

とみた　やすひこ
冨田　保彦

再　任

生　年　月　日	1964年3月1日
所有する当社の株式の数	4,348株
取締役会出席状況	13回／13回
在　任　年　数	2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月	当社入社
2005年 4 月	同開発研究所 第四研究室長
2012年 4 月	Tigerpoly Manufacturing,Inc. 取締役副社長
2013年 4 月	同取締役社長
2019年 6 月	当社海外事業部 部長
2019年 7 月	Tigerpoly（Thailand）Ltd. 取締役社長
2020年 4 月	当社執行役員兼Tigerpoly（Thailand）Ltd. 取締役社長
2022年 7 月	同執行役員 購買部兼資材部担当
2023年 6 月	同取締役 購買部、品質保証部担当
2024年 1 月	同取締役品質保証部長 品質保証部、開発研究所担当（現任）

取締役候補者とした理由

冨田保彦氏は、開発研究部門や購買・調達部門、品質保証部門、海外現地法人の経営者としての豊富な経験、グローバルな視点での事業経営全般に関する知見を有しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現するために必要不可欠であると判断し、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 7

ごとう　ひでひこ

後藤　秀彦

再　任

生　年　月　日	1968年５月28日
所有する当社の株式の数	3,758株
取締役会出席状況	13回／13回
在　任　年　数	２年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4 月	株式会社三菱銀行（現　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
2021年10月	当社入社 総務部長
2022年 4 月	同執行役員総務部長
2023年 6 月	同取締役総務部長 総務部、情報システム部担当（現任）

取締役候補者とした理由

後藤秀彦氏は、金融機関における豊富な経験と卓越した知見を有しており、当社グループの人材育成や、法務コンプライアンスの強化、リスク・情報システム管理の高度化、コーポレートガバナンスの向上等、幅広い視点から当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現するために必要不可欠であると判断し、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	8
こにし　はなこ 小西　華子	再　任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生　年　月　日	1981年8月18日
所有する当社の株式の数	752株
取締役会出席状況	13回／13回
在　任　年　数	2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年10月	司法修習終了、検事任官
2009年 3 月	検事退官
2009年 5 月	弁護士登録 竹林・畑・中川・福島法律事務所入所
2014年 4 月	株式会社近大アシスト 社外取締役（現任）
2019年 1 月	竹林・畑・中川・福島法律事務所パートナー（現任）
2023年 6 月	当社社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕　竹林・畑・中川・福島法律事務所 パートナー弁護士
株式会社近大アシスト 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小西華子氏は、弁護士の資格を有しており、その幅広い知識や豊富な経験に基づき、当社業務執行の適法性の確保のため極めて有益な方であると判断し、同氏を引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

同氏には、弁護士としての専門的な知見を活かし、独立的かつ客観的な立場から、当社の業務執行を監督していただけるものと期待しております。

候補者番号	ほそみ　たくと 細見　拓人	再任	社外取締役候補者 独立役員候補者	生年月日 所有する当社の株式の数 取締役会出席状況 在任年数	1984年12月20日 0株 10回／10回 1年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年12月　あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
2014年10月　公認会計士登録
2017年 1 月　株式会社Brunton 代表取締役（現任）
　　Brunton会計事務所 代表（現任）
2024年 6 月　当社社外取締役（現任）
2024年10月　Brunton監査法人 代表社員（現任）
〔重要な兼職の状況〕　株式会社Brunton 代表取締役
　　Brunton会計事務所 代表
　　Brunton監査法人 代表社員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

細見拓人氏は、公認会計士並びに企業経営者としての豊富な経験と、財務及び会計等に関する専門的な知見を有しております。企業会計及び財務面からの助言や、当社が経営に関する判断を行うにあたり、助言をいただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏には、財務及び会計に関する専門的な知見を活かし、独立的かつ客観的な立場から、当社の業務執行を監督していただけるものと期待しております。

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者のうち、小西華子氏、細見拓人氏は、社外取締役候補者であります。
３．小西華子氏、細見拓人氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
４．当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、又、期待される役割を充分に発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。その契約内容は次の通りであります。
・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額を賠償責任限度額として、その責任を負います。
・責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
本議案が承認可決された場合には、当社と小西華子氏、細見拓人氏との間で、上記と同様の責任限定契約を継続する予定であります。
５．当社は、当社取締役及び監査役並びに執行役員、及び当社子会社役員を対象として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下「D&O保険」）を保険会社との間で締結しております。
D&O保険の概要は以下の通りであります。
・被保険者である役員が、当社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、株主又は第三者から損害賠償請求された場合における損害を填補することとしております。但し、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為等に起因する損害等は対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
・当該契約の保険料は、当社が全額負担しております。
本議案が承認可決された場合には、取締役候補者全員は、当該保険契約の被保険者となります。

（ご参考）取締役・監査役が有する専門性・経験（スキル・マトリックス）

※本株主総会において第２号議案が承認された場合

氏　名	役職	性別	企業経営	海外駐在 国際ビジネス	営業 マーケティング	製造品質	技術開発	財務 会計	法務 リスク管理	人事 労務
澤田宏治	代表取締役 社長	男性	○		○	○	○			○
渡辺健太郎	取締役 会長	男性	○		○			○		○
植田英司	常務取締役	男性	○		○	○			○	○
豊田裕之	常務取締役	男性	○	○	○					
井上宏章	取締役	男性	○					○		
冨田保彦	取締役	男性	○	○		○	○			
後藤秀彦	取締役	男性	○		○			○	○	○
小西華子	社外取締役	女性							○	○
細見拓人	社外取締役	男性	○					○		
田村洋一	常勤監査役	男性				○			○	
釜中利仁	社外監査役	男性						○		○
富山聡子	社外監査役	女性							○	○

社外取締役・社外監査役の独立性基準

当社は、社外取締役・社外監査役の独立性基準を以下の通り定め、次の各号のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役又は社外監査役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断いたします。

（1） 当社グループの業務執行者（業務執行取締役又は使用人）である者、又は過去において業務執行者であった者
（2） 当社グループを取引先とする者であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先の年間連結売上高の２％を超える者又はその業務執行者
（3） 当社グループの取引先であって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の２％を超える者又はその業務執行者
（4） 当社グループから、役員報酬以外に、直近事業年度において年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は法人、組合等の団体に所属する者
（5） 当社グループから、年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の業務執行者
（6） 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
（7） 当社の主幹事証券会社の業務執行者
（8） 借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の２％を超える金融機関の業務執行者
（9） 当社株式を議決権保有割合で10%以上保有する個人株主又は法人株主の業務執行者
（10） 当社グループが議決権保有割合で10%以上の株式を保有する企業等の業務執行者
（11） 当社グループから取締役を受け入れている会社、その親会社又は子会社の業務執行者
（12） 直近事業年度から過去３年間において、上記（2）から（11）までのいずれかに該当していた者
（13） 配偶者及び二親等内の親族が、上記（1）から（11）までのいずれかに該当する者（重要な者（取締役及び部長職以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう）に限る）
（14） 前各号の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

＜株主提案（第３号議案）＞

第３号議案は、株主さまからのご提案によるものであります。
取締役会としては、後述の通り、本株主提案に反対いたします。
なお、議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

第３号議案　剰余金の処分の件（特別配当）

【提案する議題】

剰余金の処分の件（特別配当）

【提案する議案】

当社の堅調な財務状況を踏まえ、現在保有する現金及び預金の一部を、特別配当として以下の要領で株主に還元する。なお、剰余金の配当に関する別の議案が本株主総会において承認された場合であっても、本提案は両立可能なものとする。ただし、その場合、本議案の1株当たり配当額は、別議案にて承認された1株当たり配当額を控除した金額とする。

- 配当財産の種類　：　金銭
- 1株当たり配当額　：　2025年3月期の1株当たり連結株主資本の6％に相当する金額（小数点以下切捨て）
- 配当総額　：　本株主総会の基準日における配当対象株式数に、上記1株当たり配当額を乗じた金額
- 配当の効力発生日：　本株主総会の翌日

【提案の理由（概要）】
当社は近年、安定した業績を維持し、現預金残高も着実に増加しています。しかしながら、当社の帳簿上の純資産価値に対する株価水準を示す Price to Book Ratio（PBR、株価純資産倍率）は依然として0.5倍を下回り、実質的な解散価値を大きく割り込む水準で推移しています。
東京証券取引所が2023年3月に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」では、資本効率と株主価値の向上に向けた具体的な取り組みが上場企業に求められています。しかし、当社は依然として資本の非効率な滞留を抱えながらも、明確な対応策を打ち出しておらず、こうした消極的な姿勢が、市場における著しく低迷した評価を招いていると提案者は認識しています。
東証の要請に的確に応えるには、現在過剰に保有している余剰資金を、特別配当という形で株主に継続的に還元することが有効な施策です。本提案は、その具体的な措置として、Dividend on Equity（DOE、株主資本配当率）6％を目安とした配当の実施を提案するものです。DOEは、1株当たり年間配当金額を1株当たり株主資本で除した株主還元指標であり、安定的な株主還元の基準として近年採用する企業も増えています。
2025年3月期第3四半期決算時点において、当社の貸借対照表に計上されている非事業性資産（現金及び預金・有価証券・投資有価証券）の合計は、総資産の42％、時価総額（4月25日終値時点）の145％に相当します。現預金と有価証券の合計から、有利子負債（短期・長期合計）を控除したネットキャッシュは、それ単体で時価総額に匹敵する規模にあります。
2025年3月期の年間配当予想（4月25日時点）は、配当性向で31％と見込まれていますが、これはDOEに換算するとわずか3％にとどまります。当社が保有する潤沢な現預金および健全な資本構成と照らし合わせると、本提案が示すDOE6％、すなわち現在の今期予想年間配当の約2倍に相当する水準であっても、十分に持続可能です。以上を踏まえ、今後は純利益に連動した配当性向ではなく、株主資本を基準とするDOEを指標とする配当方針への転換が、より合理的かつ適切であると考え、ここに提案いたします。
本提案の目的は、蓄積された資本を株主に対して安定的かつ適切な水準で還元することにあります。そのため、貸借対照表上に計上されている現金および預金、有価証券、投資有価証券の合計額が連結総資産の20％を下回るまで、DOE6％の本配当方針を毎年度継続的に実施することを原則とします。この20％という水準は、当社の事業特性に即した、成長投資、財務健全性の維持、そしてリスク対応のいずれにも支障を来さない、十分な余剰資金の目安です。
提案の理由の全文は、当社ウェブサイトに掲載しています。以下のリンクをご参照ください。
（URL：https://tigers.jp/ir/soukai.html）

【当社取締役会の意見】
取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、安定的な配当維持に加え、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。
具体的には、事業環境の厳しい状況においても、財務体質の健全性を毀損しない範囲で、株主の皆さまへの利益還元を重視し、継続的に安定した配当を実施してまいりました。
また、株主還元のさらなる強化の観点で、2023年3月期までの「配当性向（目標値：連結20%、個別25%）」の方針を見直し、2023年8月9日に「連結配当性向30%以上を目標に実施する」新たな株主還元方針を公表し、2024年3月期は連結配当性向31.0%の配当を実施し、今期も31.0%の配当議案を提案しております。
一方で、当社を取り巻く経営環境は、その主たる事業である自動車業界におきましては、電動化の流れが進むなど新しいビジネス機会が生まれています。このような状況下において、当社は自動車部品のみならず、ホース・シート等の汎用品を含め、競争力のある製品の供給体制の強化や新たな付加価値を持つ製品の開発を推進し、安定した収益構造と資金創出力を強化することで、将来に向けて当社グループを持続的に成長させ、企業価値を高めることが、最終的に株主の皆さまへの還元に繋がると判断しております。
当社は、中長期持続的に企業価値を向上していくためには、「成長投資」、「健全性の確保」、「株主還元の充実」をバランスよく実現することが重要だと考えております。本株主提案にかかる剰余金の配当（特別配当）を行うことは、短期的な視点に立脚したものと考えざるを得ず、中長期的な企業価値の向上に繋がらないと判断いたします。

以上

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度の世界経済は、欧米におけるインフレの鈍化及び金融政策の転換、中国経済の先行き懸念、長期化するウクライナ情勢や中東情勢が悪化するなど地政学リスクが高まっており、依然として先行き不透明な状況が続きました。

わが国経済は、社会経済活動の正常化が進み、インバウンド需要の回復、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しなど、緩やかな回復の動きが見られたものの、不安定な国際情勢、原材料価格やエネルギー価格の高騰、物価の上昇、為替変動等、今後についても不透明な要素が多い状況です。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度の業績は、米国、タイ及び中国での得意先の減産等はあるものの、為替換算による増収影響により、グループ全体の連結売上高は、49,336百万円（前期比1,473百万円3.1％増加）となりました。

また、利益面につきましては、為替換算による増収影響を除くと減収であったことや諸経費の増加等もあり、営業利益は2,833百万円（前期比360百万円11.3％減少）、経常利益は3,284百万円（前期比1,001百万円23.4％減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は、繰延税金資産の追加計上による法人税等調整額の減少があったことにより3,383百万円（前期比363百万円12.0％増加）となりました。

個別の業績につきましては、売上高は23,432百万円（前期比1,699百万円7.8％増加）、営業利益は800百万円（前期比101百万円11.3％減少）、経常利益は1,659百万円（前期比935百万円36.0％減少）、当期純利益は1,421百万円（前期比823百万円36.7％減少）となりました。

連　結　業　績

売　上　高	営 業 利 益	経 常 利 益	親会社株主に帰属する当期純利益	１株当たり当期純利益
493億36百万円	**28億33百万円**	**32億84百万円**	**33億83百万円**	**170.83円**
14億73百万円増加	３億60百万円減少	10億１百万円減少	３億63百万円増加	19.12円増加

地域別概況

地域別の売上高及び営業利益は次の通りであります。

日本

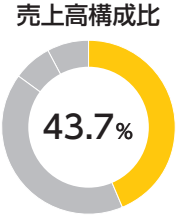

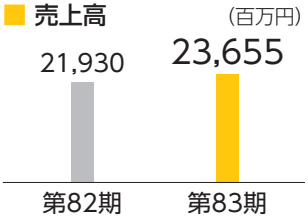

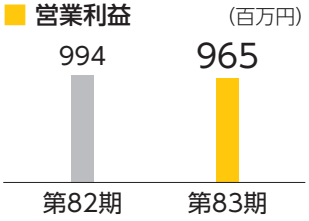

産業用ホース・家電用ホース・ゴムシート類及び自動車部品は売価値上げの効果や販売の増加により、売上高は23,655百万円（前期比1,724百万円7.9%増加）となりました。人件費、原料費や物流費等の諸経費の増加により、営業利益は965百万円（前期比28百万円2.9%減少）となりました。

米州

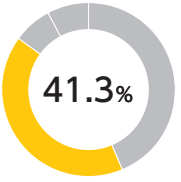

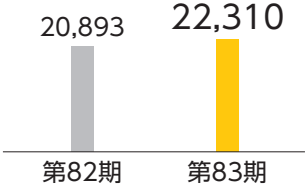

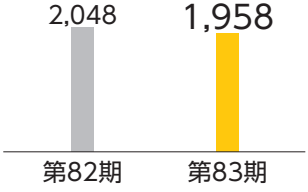

米国では、自動車部品は若干減少、産業用ホースの販売は減少しましたが、円安による為替換算等の影響があり増収、諸経費の増加により減益となりました。メキシコの自動車部品は、販売の増加等により増収・増益となりました。その結果、売上高は22,310百万円（前期比1,416百万円6.8%増加）、営業利益は1,958百万円（前期比89百万円4.4%減少）となりました。

東南アジア

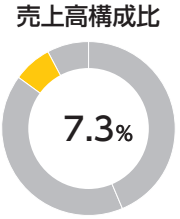

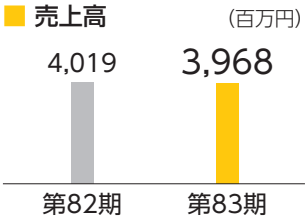

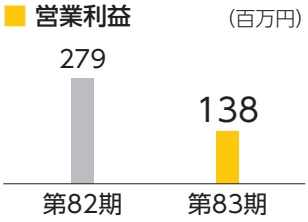

タイでは、家電用ホースの販売は増加しましたが、自動車部品のタイ国内向けが販売の減少により、減収・減益となりました。マレーシアでは、自動車部品・家電用ホース・ゴムシート類の販売が増加したことにより、増収・増益となりました。その結果、売上高は3,968百万円（前期比50百万円1.3％減少）、営業利益は138百万円（前期比140百万円50.4％減少）となりました。

中国

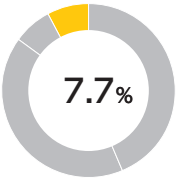

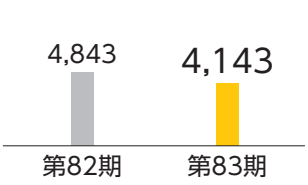

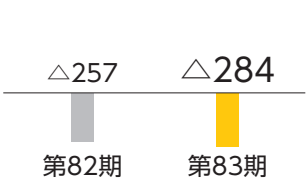

中国では、家電用ホースの販売は増加しましたが、中国国内の自動車販売不振により自動車部品の販売が減少した結果、売上高は4,143百万円（前期比699百万円14.4％減少）、営業損失は284百万円（前期は営業損失257百万円）となりました。

地域	売上高			営業利益
	金額（百万円）	構成比（%）	前期比（%）	金額（百万円）
日本	23,655	43.7	107.9	965
米州	22,310	41.3	106.8	1,958
東南アジア	3,968	7.3	98.7	138
中国	4,143	7.7	85.6	△284
合計	54,077	100.0	104.6	2,778

（注）地域別の売上高及び営業利益は、地域間取引消去前のものであります。

（2）対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、国際社会の多軸化・分断化に伴う地政学リスクの増大が懸念されるとともに、中国経済の先行き懸念、米国の政策変更の影響等、不確実性を増していると認識しております。

このような不透明な経営環境を乗り越え、国内市場での競争に勝ち抜き、変化の激しい国際市場の中で成長していくためには、「売上・収益計画の必達」、「連結経営の強化」及び「企業体質の強化」が重要であり、以下の項目を掲げ推進してまいります。

売上・収益計画の必達

- 製品の質を高め、お客さまの満足と信頼を得ることにより、ニッチ市場及び有望市場でのシェア拡大を図る
- 開発部門、営業部門の創意に満ちた闊達な活動により、新製品・新技術を開発し、新しいお客さまを開拓する
- 製造拠点における自働化設備の導入により効率化・生産性改善を推進し、さらなる原価低減・品質の向上に努める
- 原材料調達能力の強化により、安定した供給能力とコスト削減を図る
- 将来の会社の柱となる新基幹事業・新製品を創出し、収益基盤を強化する

連結経営の強化

- アジア・オセアニア地域における汎用製品の市場を開拓する
- 海外拠点の販売力・物造り・リスク管理を強化し、収益を確保する
- 材料・部品・金型等を、最適かつグローバルに調達することにより、新しいビジネスを獲得する
- 国内と海外拠点との連携により、グローバルガバナンス体制を強化する
- 国内子会社との連携により、管理レベル向上を図るとともに、開発での関与を強め、生産性向上や品質向上に注力する

企業体質の強化

- 従業員教育を充実させることにより、個々人の能力を底上げする
- 働き方改革への取組みを強化し、社員エンゲージメントを高め、優秀な人材の確保に努める
- ＤＸ推進により、業務の効率化、高付加価値化を実現する
- コーポレートガバナンス、コンプライアンスをさらに充実させる
- 推進及び管理面での標準化・文書化による業務品質をさらに向上させる

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申しあげます。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度は、社債、新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

（4）設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は、総額21億17百万円で主なものは次の通りであります。

当社購買部	自動車部品製造用設備等
当社岡山工場	ゴムシート製造設備
Tigerpoly Manufacturing,Inc.	自動車部品製造用設備等

（5）財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

期別 / 項目	第80期	第81期	第82期	第83期 当連結会計年度
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上高(百万円)	40,878	45,285	47,862	49,336
経常利益(百万円)	1,797	1,869	4,286	3,284
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	831	816	3,019	3,383
1株当たり当期純利益(円)	41.60	41.02	151.71	170.83
総資産(百万円)	47,635	51,427	57,293	61,128
純資産(百万円)	33,681	36,943	42,288	46,966

②当社の財産及び損益の状況

期別 / 項目	第80期	第81期	第82期	第83期 当事業年度
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上高(百万円)	20,699	21,325	21,732	23,432
経常利益(百万円)	1,883	1,730	2,594	1,659
当期純利益(百万円)	1,563	1,402	2,244	1,421
1株当たり当期純利益(円)	78.18	70.46	112.76	71.75
総資産(百万円)	37,586	39,483	42,593	41,526
純資産(百万円)	27,345	28,628	31,419	31,442

(注) 第83期の連結業績については、「1．企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過及びその成果」に記載の通りであります。

連結業績

売上高

(百万円)

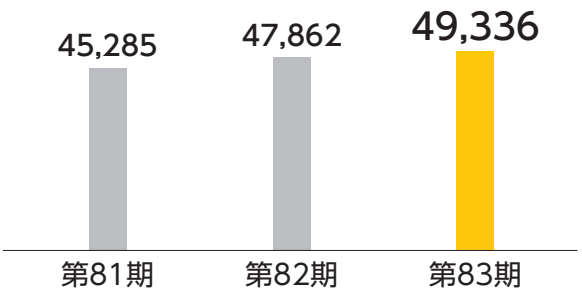

営業利益

(百万円)

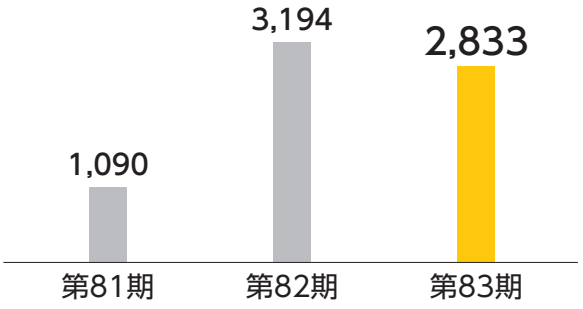

経常利益

(百万円)

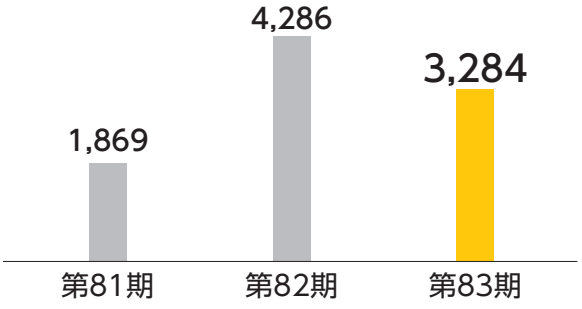

親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)

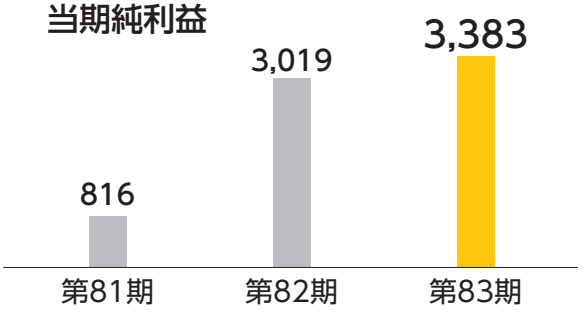

総資産／純資産／自己資本比率

総資産（百万円） 純資産（百万円）／●● 自己資本比率（%）

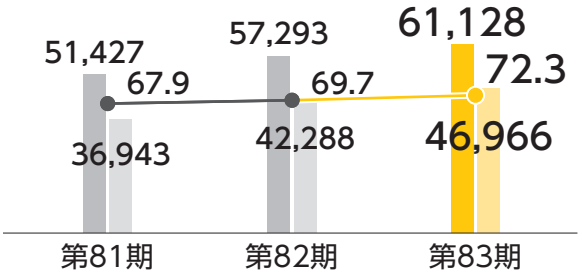

配当金

中間配当金（円） 期末配当金（円）

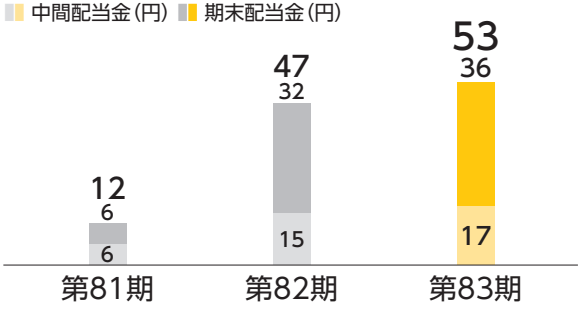

（6）主要な事業内容

当社グループは、合成樹脂、ゴム及びそれらの複合資材をもとに、ホース、ゴムシート、成形品、その他金型などの製造販売を行っており、その主要な製品は次の通りであります。

部　門	品　目	主　要　製　品
ホース	家電用ホース	掃除機用ホース、洗濯機用ホース、エアコン用ホース
	産業用ホース	地中埋設管（電線等の保護管）、粉体・液体輸送用ホース、土木・建築用ホース、住宅用ホース（空調・排水）
ゴムシート	ゴムシート	合成ゴムシート（一般合成ゴム、特殊ゴム、導電性ゴム、ウレタンゴム）、天然ゴムシート
	ゴムマット	玄関用マット、融雪マット
成形品	ゴム成形品	自動車用エアーダクト、押出成形品
	樹脂成形品	自動車用吸気系部品、精密樹脂成形品
その他	その他	金型、生産機械、治具

（7）主要な営業所及び工場

①当社の主要拠点

名　称	（所　在　地）
本　社	（大阪府豊中市）
東京支店	（東京都中央区）
名古屋支店	（名古屋市中村区）
大阪支店	（大阪市西区）
広島支店	（広島市中区）
栃木工場	（栃木県塩谷郡）
静岡工場	（静岡県掛川市）
岡山工場	（岡山県備前市）
開発研究所	（神戸市西区）

②子会社の主要拠点

名　称	（所　在　地）
Tigerflex Corporation	（米国イリノイ州）
Tigerpoly Manufacturing,Inc.	（米国オハイオ州）
Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V.	（メキシコグアナファト州）
Tigerpoly（Thailand）Ltd.	（タイ国アユタヤ県）
Tigers Polymer（Malaysia）Sdn.Bhd.	（マレーシアジョホール州）
杭州泰賀塑化有限公司	（中国浙江省杭州市）
広州泰賀塑料有限公司	（中国広東省広州市）
武庫川化成株式会社	（兵庫県尼崎市）
高槻化成株式会社	（大阪府高槻市）
タイガース工販株式会社	（兵庫県尼崎市）

（8）使用人の状況

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,895名	93名減

(注) 使用人数は就業員数であり、使用人兼務役員及び臨時従業員（当連結会計年度末雇用人員17名）は含まれておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
569名	3名増	44.0才	18.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、使用人兼務役員5名、出向者36名、臨時従業員7名は含まれておりません。なお、準職員・嘱託45名は含めております。

（9）重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Tigerflex Corporation（米国）	千米ドル 6,000	% 55.0	ホースの製造
Tigerpoly Manufacturing,Inc.（米国）	千米ドル 58,500	100.0	成形品の製造
Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V.（メキシコ）	千ペソ 267,995	100.0	成形品の製造
Tigerpoly (Thailand) Ltd.（タイ国）	千バーツ 290,000	100.0	ホース及び成形品の製造
Tigers Polymer (Malaysia) Sdn.Bhd.（マレーシア）	千リンギ 27,600	100.0	ホースの製造
杭州泰賀塑化有限公司（中国）	千米ドル 7,250	100.0	ホース及び成形品の製造
広州泰賀塑料有限公司（中国）	千米ドル 7,200	100.0	成形品の製造
武庫川化成株式会社	千円 10,000	100.0	ホースの製造
高槻化成株式会社	千円 50,000	100.0	成形品の製造
タイガース工販株式会社	千円 15,000	100.0	ホースその他の販売

(注) 特定完全子会社に該当する会社はありません。

（10）主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,100 百万円
株式会社京都銀行	750
株式会社福井銀行	500
三井住友信託銀行株式会社	300
日本生命保険相互会社	100
明治安田生命保険相互会社	50

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数 80,000,000株

（2）発行済株式の総数 19,904,719株（自己株式 206,879株を除く）

（3）当事業年度末の株主数 7,373名（前事業年度末比 2,026名増）

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
タイガー興産有限会社	1,965 千株	9.8 %
タイガース取引先持株会	1,866	9.3
澤田宏治	888	4.4
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	817	4.1
Ｔ．Ｐ．Ｃ持株会	810	4.0
株式会社京都銀行	776	3.9
澤田裕治	480	2.4
澤田純治	469	2.3
INTERACTIVE BROKERS LLC	432	2.1
タイガースポリマー従業員持株会	430	2.1

（注）持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第２位以下を切り捨てて表示しております。
なお自己株式には、当社「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式160,014株を含めておりません。

3 当社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

（1）取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	取締役会出席回数	監査役会出席回数
代表取締役社長	さわだ　こうじ 澤田　宏治	新規事業部	13回/13回 (100%)	–
取締役会長	わたなべ　けんたろう 渡辺　健太郎		13回/13回 (100%)	–
常務取締役	うえだ　えいじ 植田　英司	製造部、資材部、環境管理部、購買部	13回/13回 (100%)	–
取締役	いのうえ　ひろあき 井上　宏章	経理部	13回/13回 (100%)	–
取締役	わたなべ　つよし 渡邊　剛	営業部	13回/13回 (100%)	–
取締役	とみた　やすひこ 冨田　保彦	品質保証部、開発研究所	13回/13回 (100%)	–
取締役	とよた　ひろゆき 豊田　裕之	オートモーティブ営業部、 海外事業部	13回/13回 (100%)	–
取締役	ごとう　ひでひこ 後藤　秀彦	総務部、情報システム部	13回/13回 (100%)	–
社外 独立 取締役	こにし　はなこ 小西　華子	竹林・畑・中川・福島法律事務所 パートナー弁護士 株式会社近大アシスト 社外取締役	13回/13回 (100%)	–
社外 独立 取締役	ほそみ　たくと 細見　拓人	公認会計士 株式会社Brunton　代表取締役 Brunton会計事務所　代表 Brunton監査法人　代表社員	10回/10回 (100%)	–
常勤監査役	たむら　よういち 田村　洋一		13回/13回 (100%)	6回/6回 (100%)
社外 独立 監査役	かまなか　としひと 釜中　利仁	公認会計士・税理士（公認会計士・税理士釜中利仁事務所所長） 株式会社ネオグラフィック　社外取締役	13回/13回 (100%)	6回/6回 (100%)
社外 独立 監査役	とみやま　さとこ 富山　聡子	弁護士法人堂島法律事務所 パートナー弁護士 ウツエバルブサービス株式会社 社外監査役	13回/13回 (100%)	6回/6回 (100%)

(注) 1．取締役　小西華子及び細見拓人の両氏は、社外取締役であります。

2．監査役　釜中利仁及び富山聡子の両氏は、社外監査役であります。
3．取締役　細見拓人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役　釜中利仁氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．取締役　小西華子及び細見拓人、並びに監査役　釜中利仁及び富山聡子の各氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出しております。
6．取締役　河本高希氏は、2024年6月27日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任しております。
7．当社は、当社取締役及び監査役並びに執行役員、及び当社子会社役員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下「D&O保険」）を保険会社との間で締結しております。D&O保険の概要は以下の通りであります。
・被保険者である役員が、当社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、株主又は第三者から損害賠償請求された場合における損害を填補することとしております。なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
・当該契約の保険料は、当社が全額負担しております。

（2）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

※当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下の通り定めております。

①取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、固定報酬である基本報酬、年次賞与（業績連動報酬）、株式交付信託による株式報酬の3つの報酬により構成し、会社業績との連動性を確保するとともに、基本報酬は職責に応じて、賞与は成果を反映した体系としております。また、社外取締役の報酬等は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から、基本報酬のみで構成しております。

1）基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

・取締役の基本報酬の個別支給額の決定に関する方針は、事前に経営会議で審議する。

・取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、実績等に応じて決定する。

2）業績連動報酬等に係る業績指標の内容の決定に関する方針

・取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、業績連動報酬等として賞与を支給する。

・業績連動報酬等の額の算定方法としては、当社の経営状況を最も把握しやすいと思われる個別経常利益に連結経常利益を加味し、株主配当、従業員の賞与水準（含増減額）、過去の支給実績、基本報酬との支給割合等を勘案し、総合評価する。（業績指標に関する実績は「事業報告（5）財産及び損益の状況」に記載の通り）

3）非金銭報酬等の内容及び額又は算定方法の決定に関する方針

・株式報酬については、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。当社取締役会で定めた株式交付規定に基づき、1事業年度あたり39,000ポイント（1ポイント＝1株）を上限に、取締役に対し、役位等に応じたポイントを付与する。原則として取締役の退任時において、付与されたポイントに応じた株式が交付される。

4）基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

・基本報酬、賞与、株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針については、業績向上へのインセンティブとして適切に機能するものとなるよう、当社の取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬、賞与、株式報酬の割合は、役位・職責に応じて決定する。

・当社の社外取締役の報酬等は、基本報酬のみで構成されるものとする。

5）取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
・基本報酬は、毎月支給する。
・賞与は、事業年度終了後に支給する。
・株式報酬は、原則として退任時に交付する。
6）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
・基本報酬及び賞与については、社外取締役を含む経営会議で当該決定方針を事前審議した後、 取締役会は、個別支給額の決定を、経営会議で事前審議された内容に基づき、代表取締役社長澤田宏治に委任する旨を決議する。
・委任された権限の内容は、個人別の報酬額の具体的内容を決定する権限であり、当該権限を委任した理由は、業務全般を把握している代表取締役社長に委任することが合理的と考えるからである。
・当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長が個人別報酬の決定において考慮した事項が、決定方針に沿うものであったか、取締役会が事後的に確認する等の措置を講ずるものとする。

監査役の報酬等は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から、その職責に応じた基本報酬のみで構成しております。監査役の報酬の個別支給額は、株主総会の定める総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

※取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法が決定方針と整合していることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年６月21日開催の第80期定時株主総会において、社外取締役分も含めて年額３億円以内と決議されており（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）、監査役の金銭報酬の額は、2022年６月21日開催の第80期定時株主総会において、年額70,000千円以内と決議されております。

なお、2022年6月21日開催の第80期定時株主総会終結時の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）、監査役の員数は３名です。

また、取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬等の額は、2024年６月27日開催の第82期定時株主総会において、３事業年度を対象として合計45,000千円を上限とし、決議されております。

なお、2024年6月27日開催の第82期定時株主総会終結時の取締役（社外取締役を除く）の員数は８名です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	11名（3名）	129,484千円（12,500千円）	105,324千円（12,500千円）	17,409千円　（0円）	6,751千円　（0円）
監査役 (うち社外監査役)	３名（２名）	28,150千円（12,000千円）	28,150千円（12,000千円）	0円　（0円）	0円　（0円）
合　計	14名（５名）	157,634千円（24,500千円）	133,474千円（24,500千円）	17,409千円　（0円）	6,751千円　（0円）

（注）１.取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。
業績連動報酬等の額の算定方法は、当社の経営状況を最も把握しやすいと思われる個別経常利益に連結経常利益を加味し、株主配当、従業員の賞与水準（含増減額）、過去の支給実績、基本報酬との支給割合等を勘案し、総合評価しております。（業績指標に関する実績は「事業報告（５）財産及び損益の状況」に記載の通り）
また、非金銭報酬等として、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬を交付しており、「①取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項　３）非金銭報酬等の内容及び額又は算定方法の決定に関する方針」に定める通りです。

２.上記の他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額66,830千円を支払っております。

（3）社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	重要な兼職先と当社との関係	社外役員の主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	小 西　華 子	記載すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、主に弁護士としての幅広い専門的見地から、取締役会等において当社の経営に関する的確な助言を行っております。弁護士として企業法務に精通しており、当社業務執行の適法性確保の観点から、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役	細 見　拓 人	記載すべき関係はありません。	2024年６月27日付社外取締役就任以降の、当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、主に財務及び会計に関する専門的見地から、取締役会等において、当社の経営に関する的確な助言を行っております。公認会計士並びに企業経営者としての豊富な経験があり、当社の持続的な企業価値向上の観点から、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
社外監査役	釜 中　利 仁	記載すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、主に財務及び会計に関する専門的見地から、取締役会等において当社の経営に関する的確な助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会６回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	富 山　聡 子	記載すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、主に弁護士としての幅広い専門的見地から、取締役会等において当社の経営に関する的確な助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会６回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注)　当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とし、社外監査役については500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

5 会計監査人に関する事項

（1）名　称

有限責任監査法人トーマツ

（2）当事業年度に係る報酬等の額

区　　分	支　払　額
①公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬	40,900千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47,400千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
２．当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、アドバイザリー業務について対価を支払っています。
３．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意することが相当であると判断いたしました。
４．当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

（1）業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次の通りであります。

①取締役・使用人及び子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）当社は、「倫理規定」、「インサイダー取引防止規定」等規定を整備するとともに、「取締役読本」を取締役に配付し、さらには当社における業務運営の倫理上及び業務上の指針となる「わたしたちの行動指針」を制定の上、取締役及び使用人に配付し、周知徹底する。
2）子会社に対しては、「倫理規定」、「インサイダー取引防止規定」、「国内関係会社管理規定」、「海外関係会社管理規定」等当社の規定及び「わたしたちの行動指針」を配付するとともに、子会社取締役には「取締役読本」を配付し、周知徹底する。
3）当社は、毎月開催される「取締役会」の他、予算・実績を管理、分析し、採算性の改善を目的とした「全社会議」とその下部会議体である「製造会議」、「営業会議」等において、当社グループ全体における業務の状況を報告し、議論、意見交換等を行うとともに、必要に応じて、議事録、資料等を子会社に回付する。
4）当社の一部の取締役は子会社の取締役を、常勤監査役は子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席し、議論、意見交換等を行う。
5）子会社が毎月当社に提出する「業績報告書」を、当社取締役、監査役、主管部門長に回付し、必要に応じて各員がコメントを付し、子会社へフィードバックする。
6）重要案件の承認について、当社及び国内子会社は「取締役会規定」及び「稟議規定」に基づき、海外子会社は「海外関係会社管理規定」に基づき、決裁権限者の承認を得る。
7）当社グループは、法令違反等の疑義がある行為を発見した場合、又は、「内部通報制度運用規定」に定める通報システムにより、法令違反等の通報を受けた場合、同規定に定める方法で調査し、事実を確認するとともに、再発防止策を策定し、取締役会及び監査役会に報告する。
8）当社グループは、財務報告に係る内部統制システムの構築及び運用を整備し、推進することにより、財務報告の信頼性を確保するとともに、当該システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
9）監査部は、監査計画に基づいて当社及び子会社の業務監査を実施することにより、法令、定款等の遵守体制の有効性を確保する。
10）監査役は、「監査役会規定」、「監査役監査基準」等に基づき、取締役の職務執行の適正性を監査する。
11）当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携して、毅然とした姿勢で組織的かつ法的に対応し、一切の関係を持たない。また、不当・不法な要求には応じず、利益供与は絶対行わない。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る重要な情報を「文書管理規定」に従って法定文書、各種議事録、各種契約書、稟議書等の文書（電磁的記録を含む）に整理し、作成の上、「職務分掌規定」に定める担当部門が関連資料とともに適切に保存、管理し、取締役及び監査役が、これらの文書を常時閲覧できる体制を確保する。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、環境、品質、災害、情報セキュリティ、資金運用、為替等に係るリスクについて、各種管理規定を制定するとともに、各担当部門において運用マニュアルの作成、研修会・勉強会の実施により管理する。

2）当社は、「リスク管理規定」を制定し、当社取締役会において、各取締役から担当部門及び子会社のリスクに関する報告を適宜受け、当社グループ全体のリスクの予防、発見、管理及び対応を行う。

3）新たにリスクが生じた場合には、取締役会と監査役会が協議の上、速やかに対応責任者を取締役の中から選任する。

④取締役及び子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）当社は、中期経営計画及び年度利益計画により定められた「経営方針」、「経営戦略」、「数値目標」等の達成度合いを、毎月開催される「取締役会」の他、「全社会議」とその下部会議体である「製造会議」、「営業会議」等において検証し、結果を関係部門にフィードバックする。

2）子会社に対しては、子会社の株主総会又は取締役会において、「経営方針」、「経営戦略」、「数値目標」等の達成度合いを説明する他、必要に応じて、前記１）の議事録、資料等を回付する。

⑤子会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1）国内子会社については、子会社の株主総会、取締役会及び毎月当社に提出する「業績報告書」により、子会社取締役等の職務の執行に係る事項を当社に報告する。

2）海外子会社については、子会社の株主総会、海外子会社合同会議及び毎月当社に提出する「業績報告書」により、子会社取締役等の職務の執行に係る事項を当社に報告する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人の設置を求めたときは、取締役会は特段の理由がない限り、その設置を認める。

⑦監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

1）監査役を補助する使用人は、監査役からの監査業務に必要な命令に関して、取締役や上司の指揮命令を受けないものとする。

2）当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分に際しては、監査役の意見を聞かなければならない。

3）当社は、監査役を補助する使用人が監査役から監査業務に必要な命令を受けたときは、その命令を優先的に遂行できる環境を構築する。

⑧取締役・会計参与・使用人あるいは子会社の取締役等・使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

1）取締役は、監査役が出席する「取締役会」において、次の事項を報告する。
　ⅰ）取締役会他重要な会議で決議された事項
　ⅱ）当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
　ⅲ）毎月の経営状況として重要な事項
　ⅳ）内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
　ⅴ）重大な法令・定款違反
　ⅵ）「内部通報制度運用規定」に定める通報状況とその内容
　ⅶ）その他コンプライアンス上、重要な事項
2）取締役及び使用人は、監査役が出席する「全社会議」とその下部会議体である「製造会議」、「営業会議」等において、前記１）の補足を行う他、その他の重要事項を報告する。
3）当社グループでは、前記１）のⅱ）、ⅴ）及びⅶ）に関する重大な事実を発見した場合は、「内部通報制度運用規定」に定める通報手段により、監査役に直接報告することができる。
4）監査役に対する各種議事録、稟議書の回付等を通じて、業務執行の状況につき監査役が必要と認める事項を適宜報告する。
5）監査部は、監査役に対し、監査計画、監査結果を適宜閲覧に供する他、内部監査活動に関する報告を適宜行う。
6）国内子会社は、毎月提出する「業績報告書」の他、子会社の株主総会及び取締役会において、監査役に適宜報告する。
7）海外子会社は、毎月提出する「業績報告書」の他、子会社の株主総会及び海外子会社合同会議において監査役に適宜報告する。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1）「内部通報制度運用規定」では、通報者、相談者及び調査協力を行った者の保護について定めており、会社は、通報、相談又は調査協力をしたことを理由に、
　ⅰ）通報者、相談者及び調査協力を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。
　ⅱ）通報者、相談者及び調査協力を行った者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。
2）通報者、相談者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、「就業規則」に従い懲戒処分を行うことができる。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1）監査役が職務を執行するにあたり、必要と認める費用については、予め予算計上するものとし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。
2）監査役は、監査費用の支出にあたり、その効率性及び適正性に留意する。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）当社は、「定例監査役会」を原則として３ヶ月に１回、さらに必要に応じて「臨時監査役会」を開催し、監査所見、監査上の重要課題等について監査役相互で意見を交換し、その結果を「取締役会」において監査役会報告として定期的に報告する。

2）監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、監査を実効的に行うことを確保するとともに、取締役会等重要な社内会議に出席し、意見を聴取することにより補完する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における運用状況は次の通りであります。

①コンプライアンスに関する取組み

当社は、当社グループにおける業務運営の倫理上及び業務上の指針となる「わたしたちの行動指針」について、当社グループ全体への周知を継続的に実施しました。また、監査部は、当社グループに対する内部監査により、法令・定款等の遵守状況を監視し、問題があれば指摘をし、改善報告書を提出させました。

②リスク管理に関する取組み

当社は、新たなリスクを確認するために検討会を開催し、その結果を取締役会へ報告するとともに、各事業所における固有のリスクの把握に努めました。また、「内部通報制度運用規定」に従って相談窓口を設置しており、潜在的なリスクの収集に努めました。

③取締役の職務執行に関する取組み

取締役会は、原則月１回取締役会を開催し、重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行いました。

④子会社管理に関する取組み

当社は、子会社の株主総会及び取締役会への出席の他、子会社が毎月当社に提出する「業績報告書」により、子会社の事業活動を把握し、適切な指示、助言を行いました。

⑤監査役の職務執行に関する取組み

監査役は、各種会議への出席、各種議事録、稟議書の閲覧を行うとともに、各部門、各事業所及び子会社に対するヒアリング、往査等により、当社グループの業務執行の状況を確認しました。これらの活動で得られた情報を監査役間で共有するため、監査役会において報告及び意見交換を行いました。また、監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人との意見交換会を開催しました。

7 株式会社の支配に関する基本方針

（1）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社である以上、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方については、株主の皆さまが所有する当社株式の市場での自由な取引を通じて決まるべきものであり、当社株式の大量買付その他これに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といい、買付等を行う者を「買付者等」といいます）がなされた場合、これに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきであると考えております。

しかし、株式の買付等の中には、その目的等からみて、対象となる会社の企業価値を損ね、あるいは株主の皆さまの共同の利益に反するものも少なからず存在します。

当社株式の買付者等が、当社の経営理念、経営の基本方針を理解せず、短期的な効率性を追求して特定分野から撤退してバランス経営を損ねたり、研究開発費用の大幅な削減をして技術開発を停滞させたりするなど、中長期的な観点からの継続的な経営理念、経営の基本方針に反する行為をとれば、当社が創業以来育んできた企業価値が著しく損なわれ、株主の皆さまの共同の利益が害されることになりえます。

従いまして、当社は、当社の企業価値が毀損され、株主の皆さまにとって不本意な形で不利益が生じる可能性があると結論づけられる当社株式の買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えており、当社株式の買付等が当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益に資さないものと判断した場合は、必要かつ相当な措置を取ることによって、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

（2）当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、投資家の皆さまに長期的に投資を継続していただくため、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させる取組みとして、下記経営理念に基づき、経営の基本方針を定め、具体的な施策を展開しております。

①経営理念

1）経済活動を通して付加価値を生み出し、広く社会に貢献する。
2）株主の皆さまをはじめ従業員、取引先、社会など全てのステークホルダーの信頼と期待に応える。
3）企業の発展と永続性確保のため、市場の変化にすばやく対応し、常に顧客指向を「信念」として、その実現のために多種多様な変化に対し、「柔軟」に対応する。

②経営の基本方針

1）３×４のバランス経営を行う。
３つの基本技術（ホースを作る技術、ゴムシートを作る技術、モールド（成形品）を作る技術）をもとに製造した製品を４つの市場（家電、自動車、土木・建築・住宅、産業資材）に供給し、バランスのとれた経営を指向する。
2）ニッチ市場で高シェアを獲得する。
参加したそれぞれのニッチ市場で高シェアを獲得すべく経営資源の集中化を図る。

3）需要に従った海外展開を行う。
海外で需要のある国に事業を展開し、現地生産、現地販売を基本に最適地での生産を行う。
4）技術開発で生き残る。
技術開発に力を注ぎ、優れた技術により品質、効率、生産スピード等の面で他社との差別化を図る。

③経営の基本方針に基づき実施している具体的施策

1）営業部管轄の国内支店と自動車部品を担当するオートモーティブ営業部の営業活動、新規事業部による新商品・新事業開発で、国内売上高の増加を推進するとともに、オートモーティブ営業部、海外事業部と海外子会社のグローバルな活動により、連結売上高の拡大を推進しております。具体的には、国内においては全国に展開する代理店を通じての販売ルートの積極的開拓、新規事業部と連携し新製品の開発・拡販などに努めております。また、自動車部品については、次世代車であるBEV車、FCV車用の部品開発、或いは、次世代電池用部品の顧客との共同開発を通して、将来の売上原資の確保を推進しています。
また、日本、米州、アジアに広がる自動車部品、家電用・産業用ホースの生産・販売を最も効率的に行うために、生産コスト・物流・為替等を総合的に勘案の上、最適地調達、最適地生産を推進しております。
2）取引先のニーズに的確・迅速に対応するため、又、収益力を高めるために、開発研究所に資源を投入し、省人化・省力化を目的とした機械・設備能力の向上、自働化工程の推進や新製品の開発などに注力しております。
3）常に生産技術を改善・向上させ、工場の生産性向上・合理化を徹底的に進めております。具体的には、新材料の開発、ロス不良の低減、段取り時間短縮、生産のスピードアップ等に努めコスト低減を図っております。
4）品質・安全・環境対策に注力し、環境関連法の遵守、ＩＳ〇の徹底展開を図っております。
5）拡大する海外子会社の管理手法を洗練させるため、子会社管理規定を充実させるとともに、当社主導により、各社の在庫管理システム及びセキュリティシステムを見直し、運用面の向上を常に図っております。また、国内と海外子会社との連携により、グローバルガバナンス体制の強化を図っております。
6）これらの施策を効果的に推進するには、人材の育成・強化、内部統制の整備が不可欠です。海外子会社と国内との人事ローテーションを計画的、活発に行うことにより、グローバルな人材の育成に努力しております。
7）金融商品取引法に基づく内部統制については、監査法人の指導の下に内部統制システムを確立させ、内部統制報告書を作成し監査を受けております。

④コーポレートガバナンス強化への取組み

当社グループは、経営理念に定める「ステークホルダーの信頼と期待に応える」ため、コーポレートガバナンスの強化に取組んでおります。その一環として、2025年3月31日現在において、社外取締役2名及び監査役３名（うち社外監査役２名）を選任し、重要会議への出席を励行するとともに、監査部を設置することにより、効率的な内部統制システムを構築し、経営の合理化・効率化及び職務の適正な遂行を図っております。

（3）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社第82期定時株主総会（2024年６月27日開催）において、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的とした当社株式の大量買付行為等に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を継続することにつき、株主の皆さまのご承認をいただいております。

本プランの内容は以下の通りであります。

本プランは、買付等が行われる際に、買付者等が遵守すべき手続を明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会による買付者等との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、いわゆる「事前警告型買収防衛策」に分類されるものです。

買付等が行われる場合の本プランに従った手続の概略は次の通りです。手続の過程においては、適宜株主の皆さまに対する情報開示を行い、その透明性を確保することとしています。

本プランでは、原則として、当社が発行者である株券等について、「保有者の株券等保有割合が20％以上となる買付等」又は「公開買付後の対象買付者及びその特別関係者に係る株券等の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付」を対象としております。このような買付等が行われる場合、当社取締役会は、買付者等に対して必要な情報等の提出を求めるとともに、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置します。この特別委員会は、客観性及び合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣及び買付者等からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び有識者の中から選任された３名以上で構成します。

特別委員会は、買付者等からの情報、当社取締役会からの情報、代替案等を受領後、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を確保するという観点から、その内容を検討いたします。なお、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができます。

特別委員会は、買付者等の買付等の内容を検討した結果、買付者等による買付等が「本プランに定める手続を遵守しない」又は「当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を著しく侵害するおそれのある」場合のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、一方、買付者等による買付等が「本プランに定める手続を遵守しない」又は「当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を著しく侵害するおそれのある」場合のいずれにも該当しない、又は該当しても対抗措置を発動することが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

具体的な対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを実施する場合には、当社定款規定に基づき、当社取締役会の他、必要に応じ、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定します。

本プランによる対抗措置として新株予約権の無償割当がなされることとなった場合、株主総会又は当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された全ての株主に対し、「買付者等による権利行使は認められないとの行使条件」及び「当社が買付者等以外の者から当社株式一株と引換えに新株予約権一個を取得する旨の取得条項」が付された新株予約権を、その有する株式一株につき新株予約権一個の割合で無償割当を行います。

なお、新株予約権の無償割当を行った場合、当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じるものの、買付者等以外の株主の皆さまの保有する当社株式全体としての価値の希釈化は生じません。

本プランの有効期間は、2024年６月27日開催の定時株主総会の終結の時から2026年度定時株主総会の終結の時までの２年間とし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会又は株主総会の決議によって本プランを廃止又は変更することができます。

（注）本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。
https://tigers.jp/ir/etc.html

（４）上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記各取組みが、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容に沿ったものであり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

その理由といたしまして、上記（２）の取組みにつきましては、当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成等を目的とするものであり、これらの取組みによって、当社の企業価値はより向上するものと考えております。また、上記（３）の取組みにつきましては、本プランは、株主総会において株主の皆さまのご承認を得て導入、継続されたものであること、有効期間を２年間に限定し、当社取締役会又は株主総会の決議により、いつでも廃止することができること、当社取締役会における対抗措置の発動又は不発動の決議は、特別委員会の勧告を最大限尊重すること、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができることなどから、本プランが当社の企業価値及び株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。）

連結貸借対照表

(2025年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
流動資産	**36,702,877**	**流動負債**	**10,758,460**
現金及び預金	19,084,283	支払手形及び買掛金	2,563,863
受取手形及び売掛金	9,525,717	電子記録債務	2,257,900
有価証券	1,500,000	短期借入金	1,650,000
商品及び製品	2,407,546	１年内返済予定の長期借入金	1,000,000
仕掛品	195,697	未払金	2,418,446
原材料及び貯蔵品	2,813,504	未払法人税等	112,223
その他	1,176,127	賞与引当金	397,769
固定資産	**24,425,757**	役員賞与引当金	15,300
有形固定資産	**17,230,877**	その他	342,957
建物及び構築物	6,732,748	**固定負債**	**3,404,161**
機械装置及び運搬具	4,369,334	長期借入金	150,000
工具、器具及び備品	1,379,176	株式給付引当金	17,266
土地	3,288,330	役員株式給付引当金	6,751
建設仮勘定	1,208,219	退職給付に係る負債	1,908,202
その他	253,068	資産除去債務	17,934
無形固定資産	**269,615**	繰延税金負債	1,177,933
ソフトウェア	259,831	その他	126,073
その他	9,784	**負債合計**	**14,162,621**
投資その他の資産	**6,925,263**	**【純資産の部】**	
投資有価証券	4,916,875	**株主資本**	**35,879,429**
繰延税金資産	1,602,586	**資本金**	**4,149,555**
その他	409,047	**資本剰余金**	**3,900,697**
貸倒引当金	△ 3,246	**利益剰余金**	**28,058,815**
		自己株式	**△ 229,639**
		その他の包括利益累計額	**8,302,668**
		その他有価証券評価差額金	**2,004,788**
		為替換算調整勘定	**6,211,914**
		退職給付に係る調整累計額	**85,964**
		非支配株主持分	**2,783,915**
		純資産合計	**46,966,013**
資産合計	**61,128,635**	**負債及び純資産合計**	**61,128,635**

連結損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**49,336,406**
売上原価		**39,403,132**
売上総利益		**9,933,273**
販売費及び一般管理費		**7,099,780**
営業利益		**2,833,493**
営業外収益		
受取利息及び配当金	436,948	
その他	275,087	**712,036**
営業外費用		
支払利息	35,085	
その他	225,583	**260,668**
経常利益		**3,284,860**
特別利益		
固定資産売却益	3,773	
投資有価証券売却益	60,466	**64,240**
特別損失		
固定資産処分損	28,275	**28,275**
税金等調整前当期純利益		**3,320,826**
法人税、住民税及び事業税	707,875	
法人税等調整額	△ 1,164,593	△ 456,717
当期純利益		**3,777,543**
非支配株主に帰属する当期純利益		**393,879**
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,383,663**

連結株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,149,555	3,900,689	25,650,493	△103,551	33,597,187
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△975,341	—	△975,341
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	3,383,663	—	3,383,663
自己株式の取得	—	—	—	△126,170	△126,170
自己株式の処分	—	7	—	83	90
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	7	2,408,322	△126,087	2,282,241
当期末残高	4,149,555	3,900,697	28,058,815	△229,639	35,879,429

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,301,297	3,894,042	142,102	6,337,441	2,353,611
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△296,509	2,317,872	△56,137	1,965,226	430,304
当期変動額合計	△296,509	2,317,872	△56,137	1,965,226	430,304
当期末残高	2,004,788	6,211,914	85,964	8,302,668	2,783,915

	純資産合計
当期首残高	42,288,240
当期変動額	
剰余金の配当	△975,341
親会社株主に帰属する当期純利益	3,383,663
自己株式の取得	△126,170
自己株式の処分	90
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,395,530
当期変動額合計	4,677,772
当期末残高	46,966,013

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　12社

主要な連結子会社の名称

Tigerpoly Manufacturing,Inc.
Tigerflex Corporation
Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V.
Tigerpoly (Thailand) Ltd.
Tigerflex (Thailand) Co.,Ltd.
Tigers Polymer (Malaysia) Sdn.Bhd.
杭州泰賀塑化有限公司
広州泰賀塑料有限公司

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ラバー・フレックス株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数並びに主要な会社の名称

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等

主要な会社の名称

ラバー・フレックス株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益、利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

海外連結子会社９社の決算日は、いずれも12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、それぞれの決算日現在の計算書類を使用して、かつ連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

国内会社

評価基準：原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

評価方法：商　品…総平均法
製　品…総平均法
仕掛品…総平均法
原材料…移動平均法
貯蔵品…最終仕入原価法

なお、海外連結子会社は主として総平均法による低価法であります。

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

国内会社

1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物…定額法

その他…定率法

海外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物	３～５０年
機械装置及び運搬具	４～１０年
工具、器具及び備品	２～２０年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　引当金の計上基準

イ　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ　賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

ハ　役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

ニ　株式給付引当金

株式交付規定に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ホ　役員株式給付引当金

株式交付規定に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④　収益及び費用の計上基準

当社グループは、主にホース、ゴムシート、成形品の製造販売を行っております。同一国内における販売は顧客への商品又は製品の引渡時点、輸出販売は貿易上の諸条件等に基づき顧客が商品又は製品に対する支配を獲得したと認められる時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。日本国内の販売において、出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、有償受給取引において顧客に支払われる対価、値引き等を控除した金額で測定しております。対価は、履行義務を充足してから１年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①　退職給付に係る会計処理の方法

当社と一部の子会社につきましては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理しております。数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理
資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。
③ 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

2．会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損
(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　　17,500,493千円
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産
担保資産
現金及び預金　　7,080千円（電力供給を受けるために差し入れております）
(2) 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）　　51,754,453千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　20,111,598株

（2）配当に関する事項

①　配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2024年６月27日 定時株主総会	普通株式	636,960千円	32.0円	2024年３月31日	2024年６月28日
2024年11月13日 取締役会	普通株式	338,381千円	17.0円	2024年９月30日	2024年12月２日

（注）2024年11月13日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金2,721千円が含まれております。

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年６月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

イ　配当金の総額　　716,569千円

ロ　１株当たり配当額　　36.0円

ハ　基準日　　2025年３月31日

ニ　効力発生日　　2025年６月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

また、配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金5,760千円が含まれております。

5．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、固定金利により借入れを行っております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額90,278千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、有価証券、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金、並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時　価（*）	差　額
投資有価証券			
その他有価証券	4,826,597	4,826,597	—
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	(1,150,000)	(1,147,884)	2,115

（*）負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,150,954	—	—	4,150,954
債券	—	675,643	—	675,643

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	—	(1,147,884)	—	(1,147,884)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。債券の時価は取引金融機関から提示された価格によっており、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

６．収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント				合　計
	日　本	米　州	東南アジア	中　国	
ホース	6,651,533	6,903,993	250,986	752,949	14,559,463
ゴムシート	5,101,911	—	3,755	—	5,105,667
成形品	8,594,234	15,400,335	2,231,053	2,174,160	28,399,783
その他	1,271,491	—	—	—	1,271,491
顧客との契約から生じる収益	21,619,171	22,304,329	2,485,795	2,927,109	49,336,406
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	21,619,171	22,304,329	2,485,795	2,927,109	49,336,406

（2）収益を理解するための基礎となる情報

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項　④収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社グループでは、契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。

当社グループでは、残存履行義務に配分する取引価格については、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　　2,237円67銭

（2）１株当たり当期純利益　　170円83銭

（注）期末自己株式数及び期中平均株式数の算定に当たり控除する自己株式数には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を含めております。

１株当たりの当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、97,382 株であり、１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は160,014株であります。

8．重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年４月９日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるTigers Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.（以下「ＴＳＭ」という。）を解散及び清算することについて決議いたしました。

（1）解散の理由

ＴＳＭは1996年１月にシンガポールから製造設備を移転し、東南アジア地域への家電用ホース部品の新たな製造販売拠点として設立いたしましたが、今般、家電製品の小型化に伴う売上縮小が続く中、この度、当社グループ全体として事業の合理性及び経営効率を勘案し、当該会社の解散及び清算を決定いたしました。

（2）解散する子会社の概要

① 名称	Tigers Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.	
② 所在地	No.4, Jalan Wawasan 25, Kawasan Perindustrian Sri GadingII, 83300 Batu Pahat, Johor	
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 築野 晃弘	
④ 事業内容	自動車部品、各種ホースの製造販売	
⑤ 資本金	27,600千マレーシアリンギット	
⑥ 設立年月日	1996年１月12日	
⑦ 大株主及び持株比率	タイガースポリマー株式会社　100％出資	
⑧ 当社と当該会社の関係	資本関係	当社が100％出資しております。
	人的関係	当社社員が取締役社長を務めている他、当社取締役等が当該会社の取締役を兼任しております。
	取引関係	当社は当該会社に対して材料、製造設備等を販売し、当社及び関係会社は当該会社の製品を購入しております。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の連結子会社であります。

(3) 解散及び清算の日程

今後、現地の法令に従い解散及び清算手続きを開始しますが清算結了の具体的な時期につきましては、現時点においては未定です。

(4) 損益に与える影響

連結損益に与える影響は軽微であります。

（本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。）

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
流動資産	**17,264,978**	**流動負債**	**7,997,979**
現金及び預金	6,706,636	買掛金	1,581,284
受取手形	2,559,414	電子記録債務	2,257,900
売掛金	3,954,562	短期借入金	1,650,000
有価証券	1,500,000	1年内返済予定の長期借入金	1,000,000
商品及び製品	1,166,545	未払金	981,970
仕掛品	114,117	未払法人税等	51,395
原材料及び貯蔵品	488,947	賞与引当金	369,259
前払費用	33,853	役員賞与引当金	14,100
未収収益	1,962	設備関係支払手形	59,176
未収入金	697,115	その他	32,892
その他	41,822	**固定負債**	**2,085,899**
固定資産	**24,261,552**	長期借入金	150,000
有形固定資産	**4,515,785**	長期未払金	7,308
建物	1,102,889	株式給付引当金	17,266
構築物	108,663	役員株式給付引当金	6,751
機械及び装置	1,237,723	退職給付引当金	1,605,441
車両運搬具	12,498	資産除去債務	17,934
工具、器具及び備品	487,325	繰延税金負債	249,693
土地	1,204,076	預り保証金	31,503
建設仮勘定	362,608	**負債合計**	**10,083,879**
無形固定資産	**218,470**	**【純資産の部】**	
ソフトウェア	209,243	**株主資本**	**29,437,863**
電話加入権	9,226	**資本金**	**4,149,555**
投資その他の資産	**19,527,296**	**資本剰余金**	**3,900,697**
投資有価証券	4,834,485	資本準備金	3,900,524
関係会社株式	12,358,631	その他資本剰余金	172
関係会社出資金	1,552,139	**利益剰余金**	**21,617,249**
長期貸付金	583,128	利益準備金	230,584
長期前払費用	608	その他利益剰余金	21,386,664
敷金保証金	84,337	買換資産圧縮積立金	34,700
その他	117,211	別途積立金	4,500,000
貸倒引当金	△ 3,246	繰越利益剰余金	16,851,964
		自己株式	**△ 229,639**
		評価・換算差額等	**2,004,788**
		その他有価証券評価差額金	**2,004,788**
		純資産合計	**31,442,651**
資産合計	**41,526,530**	**負債及び純資産合計**	**41,526,530**

損 益 計 算 書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**23,432,097**
売上原価		**17,776,871**
売上総利益		**5,655,226**
販売費及び一般管理費		**4,854,911**
営業利益		**800,314**
営業外収益		
受取利息及び配当金	828,349	
その他	320,814	**1,149,163**
営業外費用		
支払利息	18,456	
その他	271,389	**289,845**
経常利益		**1,659,632**
特別利益		
投資有価証券売却益	60,466	**60,466**
特別損失		
固定資産処分損	8,055	**8,055**
税引前当期純利益		**1,712,042**
法人税、住民税及び事業税	205,174	
法人税等調整額	85,765	290,940
当期純利益		**1,421,102**

株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	4,149,555	3,900,524	165	3,900,689
当期変動額				
自己株式の処分	—	—	7	7
当期変動額合計	—	—	7	7
当期末残高	4,149,555	3,900,524	172	3,900,697

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	230,584	34,700	4,500,000	16,406,203	21,171,488	△ 103,551	29,118,182
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△ 975,341	△ 975,341	—	△ 975,341
当期純利益	—	—	—	1,421,102	1,421,102	—	1,421,102
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 126,170	△ 126,170
自己株式の処分	—	—	—	—	—	83	90
当期変動額合計	—	—	—	445,761	445,761	△ 126,087	319,680
当期末残高	230,584	34,700	4,500,000	16,851,964	21,617,249	△ 229,639	29,437,863

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,301,297	2,301,297	31,419,480
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△ 975,341
当期純利益	—	—	1,421,102
自己株式の取得	—	—	△ 126,170
自己株式の処分	—	—	90
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 296,509	△ 296,509	△ 296,509
当期変動額合計	△ 296,509	△ 296,509	23,171
当期末残高	2,004,788	2,004,788	31,442,651

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ 評価基準：原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ロ 評価方法：商　品…総平均法
製　品…総平均法
仕掛品…総平均法
原材料…移動平均法
貯蔵品…最終仕入原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物…定額法

その他…定率法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	３～３８年
機械及び装置	５～１０年
工具、器具及び備品	２～２０年

② 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用…定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

④ 株式給付引当金

株式交付規定に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員株式給付引当金

株式交付規定に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することにしております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主にホース、ゴムシート、成形品の製造販売を行っております。同一国内における販売は顧客への商品又は製品の引渡時点、輸出販売は貿易上の諸条件等に基づき顧客が商品又は製品に対する支配を獲得したと認められる時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。日本国内の販売において、出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、ロイヤリティー収入は、主に当社の製造に係わるノウハウ等を使用して製造及び販売を行うことを許諾することにより発生するものであり、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、当該ノウハウ等に関連して顧客が売上高を計上する時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、有償受給取引において顧客に支払われる対価、値引き等を控除した金額で測定しております。対価は、履行義務を充足してから１年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
① ヘッジ会計の処理方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
② 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理
資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。
③ 退職給付に係る会計処理の方法
計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

2．貸借対照表に関する注記
(1) 有形固定資産の減価償却累計額　23,004,066千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権　831,334千円
長期金銭債権　583,128千円
短期金銭債務　246,088千円

3．損益計算書に関する注記
関係会社との取引高
売上高　2,709,853千円
仕入高　2,614,294千円
営業取引以外の取引高　840,464千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式　366,893株
(注) 当事業年度末の自己株式数に含まれる「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する自社の株式数は、160,014株であります。

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（繰延税金資産）	
賞与引当金	112,993千円
貸倒引当金	1,022千円
退職給付引当金	470,525千円
減価償却費損金算入限度超過額	14,775千円
投資有価証券評価損	12,195千円
ゴルフ会員権評価損	20,155千円
長期未払金	2,302千円
その他	78,182千円
繰延税金資産小計	712,151千円
評価性引当額	△37,990千円
繰延税金資産合計	674,160千円
（繰延税金負債）	
固定資産圧縮積立金	△15,750千円
その他有価証券評価差額金	△904,106千円
その他	△3,997千円
繰延税金負債合計	△923,853千円
繰延税金資産の純額	△249,693千円

6．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	Tigerpoly Manufacturing, Inc.	所有直接100%	資金の援助	資金の回収 利息の受取（注１）	1,746,100 56,476	—	—
	Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V.	所有直接100%	資金の援助	資金の貸付 資金の回収 利息の受取（注１）	151,410 364,428 31,878	長期貸付金	583,128
	Tigerflex (Thailand) Co.,Ltd.	所有直接100%	増資の引受	増資の引受（注２）	427,400	—	—

（注）１．利息の受取につきましては、市場金利を勘案し利率を決定しております。
２．増資に伴い、出資の引受を行ったものであります。

7．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　　1,592円46銭

（2）１株当たり当期純利益　　71円75銭

（注）期末自己株式数及び期中平均株式数の算定に当たり控除する自己株式数には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を含めております。

１株当たりの当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、97,382 株であり、１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は160,014株であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年４月９日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるTigers Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.（以下「ＴＳＭ」という。）を解散及び清算することについて決議いたしました。

(1) 解散の理由

ＴＳＭは1996年１月にシンガポールから製造設備を移転し、東南アジア地域への家電用ホース部品の新たな製造販売拠点として設立いたしましたが、今般、家電製品の小型化に伴う売上縮小が続く中、この度、当社グループ全体として事業の合理性及び経営効率を勘案し、当該会社の解散及び清算を決定いたしました。

(2) 解散する子会社の概要

① 名称	Tigers Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.	
② 所在地	No.4, Jalan Wawasan 25, Kawasan Perindustrian Sri GadingII, 83300 Batu Pahat, Johor	
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 築野 晃弘	
④ 事業内容	自動車部品、各種ホースの製造販売	
⑤ 資本金	27,600千マレーシアリンギット	
⑥ 設立年月日	1996年１月12日	
⑦ 大株主及び持株比率	タイガースポリマー株式会社　100%出資	
⑧ 当社と当該会社の関係	資本関係	当社が100%出資しております。
	人的関係	当社社員が取締役社長を務めている他、当社取締役等が当該会社の取締役を兼任しております。
	取引関係	当社は当該会社に対して材料、製造設備等を販売し、当社及び関係会社は当該会社の製品を購入しております。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の連結子会社であります。

(3) 解散及び清算の日程

今後、現地の法令に従い解散及び清算手続きを開始しますが清算結了の具体的な時期につきましては、現時点においては未定です。

(4) 損益に与える影響

損益に与える影響は軽微であります。

（本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

タイガースポリマー株式会社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奥　村　孝　司

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊　藤　　穣

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、タイガースポリマー株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タイガースポリマー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

タイガースポリマー株式会社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奥　村　孝　司

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊　藤　　穣

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、タイガースポリマー株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月13日

タイガースポリマー株式会社　監査役会
常勤監査役　田村　洋一　㊞
社外監査役　釜中　利仁　㊞
社外監査役　富山　聡子　㊞

以　上

会社の概要／株式の状況

会社の概要（2025年3月31日現在）

商号	タイガースポリマー株式会社 TIGERS POLYMER CORPORATION
設立年月日	1948年12月20日
本店所在地	大阪府豊中市新千里東町一丁目４番１号
資本金	4,149,555,676円
従業員数	連結：1,895名　単体：569名
事業の内容	合成樹脂、ゴム及びそれらの複合資材をもとに、ホース、ゴムシート、成形品、その他金型などの製造販売

役員（2025年3月31日現在）

代表取締役社長	澤田宏治
取締役会長	渡辺健太郎
常務取締役	植田英司
取締役	井上宏章
取締役	渡邊剛
取締役	冨田保彦
取締役	豊田裕之
取締役	後藤秀彦
取締役（社外）	小西華子
取締役（社外）	細見拓人
監査役	田村洋一
監査役（社外）	釜中利仁
監査役（社外）	富山聡子

所有者別株式分布状況

個人・その他	9,550,291株	（47.4%）
金融機関	3,151,333株	（15.6%）
その他国内法人	4,939,811株	（24.5%）
外国人	1,905,128株	（9.4%）
証券会社	358,156株	（1.7%）
自己名義株式	206,879株	（1.0%）

（注）持株比率は、小数点第２位以下を切り捨てて表示しております。

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
基準日	定時株主総会の議決権　３月31日 期末配当金　３月31日 中間配当金　９月30日 そのほか必要があるときは、予め公告して定める日
定時株主総会	毎年６月開催
公告方法	電子公告：https://tigers.jp/ 但し、電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
単元株式数	100株
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
郵便物送付先・連絡先	〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-49-7009 ※取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。
住所変更・単元未満株式の買取・買増等のお申出先	お取引口座のある証券会社にお申し出ください。但し、特別口座に記録された株式に係る各種手続につきましては、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。
未支払配当金のお支払い	株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

グローバルな生産・供給体制を構築

タイガースポリマーグループでは、国内外に生産拠点・販売拠点・開発拠点を展開し、日本国内の事業所及び国内・海外の子会社との有機的なネットワークを形成することにより、グローバルな生産・供給体制を構築しています。

1 本社　2 東京支店　3 名古屋支店　4 大阪支店　5 広島支店
6 栃木工場　7 静岡工場　8 岡山工場　9 開発研究所　10 購買部
11 Tigerflex Corporation（米国）
12 Tigerpoly Manufacturing,Inc.（米国）
13 Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V.（メキシコ）
14 Tigerpoly(Thailand)Ltd.（タイ国）
15 Tigerflex(Thailand) Co.,Ltd.(タイ国)
16 Tigers Polymer(Malaysia)Sdn.Bhd.(マレーシア)
17 Tiger Asian Trading(Malaysia)Sdn.Bhd.(マレーシア)
18 杭州泰賀塑化有限公司（中国）　19 広州泰賀塑料有限公司（中国）
20 武庫川化成株式会社（兵庫県）　21 高槻化成株式会社（大阪府）
22 タイガース工販株式会社（兵庫県）
23 ラバー・フレックス株式会社（大阪府）

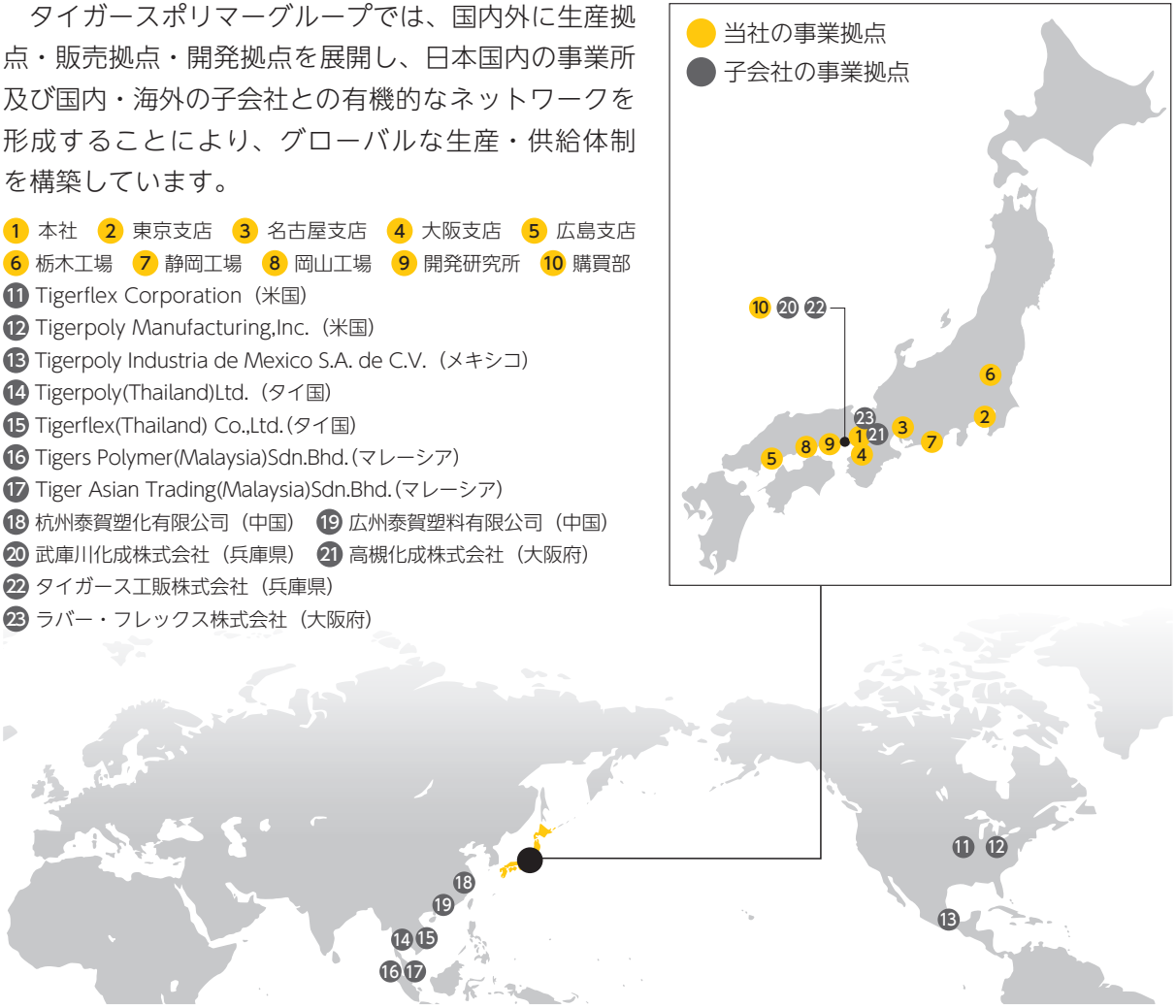

購買方針

タイガースポリマーグループの購買基本方針

遵法精神に徹し、公正な企業活動を行い、お取引先さまとのパートナーシップを深化させ、相互発展を図ります。
このような観点を基に、以下の購買方針を社内外に周知し、公平・公正な行動を推進して行きます。

購買方針実現のための行動指針

1．法令・社会規範の遵守
購買取引においては、関係する法令、社会的規範、機密保持、倫理を遵守し、公正かつ健全な調達活動を行います。
2．人権や労働安全衛生への配慮
昨今の社会動向として、企業の社会的責任（CSR）に対する取組みの強化が期待されています。お取引先さまにおきましてもCSR活動についてご理解いただき、サプライチェーン全体で人権を守り、労働環境や安全衛生に配慮していくことを重視いたします。
※さらに、米国金融規制改革法の考えを理解し、武装勢力の資金源とならないよう、紛争鉱物の採掘他、精錬所の特定に努め、もし紛争地域で採掘された鉱物と判明した場合は不使用に向けた取組みを行っていきます。そのためにお客さまやお取引先さまと連携し、必要なサプライチェーンの調査を行ってまいります。
3．環境への配慮
環境保全及び環境マネジメントシステムに積極的に取組まれる、環境に配慮したお取引先さまを優先する「グリーン購買」を推進します。
4．優良な品質の確保
お客さまに提供する商品の品質維持・向上を図るため、品質保証体制の確保と維持を要請してまいります。
5．安定供給の体制の構築
お客さまに対する商品の継続的な供給と受給変動の要請に応じるため、確実な納期の確保と、安定かつ柔軟な供給体制の構築を要請してまいります。
6．経済合理性の追求
最適な品質・納期・安定供給はもちろん、市場原理に基づいた適正な価格の資材確保を重視いたします。さらにお取引先さまの選定に際しては、上記に加えて技術開発力や経営の信頼性などについて、十分な評価と適正な手続きによって決定し、お取引先さまと一体となってトータルコストの低減に取組んでまいります。

7．不測の災害等発生時の供給継続
地震や水害といった自然災害や事故など不測の事態が発生した場合に、供給継続・早期復旧に向けての体制構築を推進するとともに、平時のリスクアセスメント活動にも協同で取組んでまいります。

▶ ホワイト物流

国土交通省・経済産業省・農林水産省が提唱する「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、自主行動宣言を提出しております。

取組項目	取組内容
物流の改善提案と協力	お取引先さまや物流事業者さまから「荷待ち時間」や「運転手の手作業での荷降しの削減」「付帯作業の合理化」等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
パレット等の活用	パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間とトラック運転者の工数を削減するよう努めます。
発注量の標準化	出荷時間や納品時間を分散させる等、荷待ち時間の短縮や運行効率の向上に繋がるよう努めます。
運送契約の書面化の推進	運送契約の書面化を推進します。
異常気象時等の運行の中止・中断等	台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。
トラック運転者の健康への配慮	夏場は、積載時にトラック運転者に対して飲料や塩飴を提供したり、コードレス扇風機を貸し出す等、熱中症対策を行っています。

タイガースポリマーのゴム・樹脂製品は、公共・交通・通信インフラ整備に幅広く使用され、暮らしや産業に貢献しています。
これからも広く社会に貢献するため、物流事業者さまと真摯に向き合い、物流の効率化・生産性の向上に努めてまいります。

▶ パートナーシップ構築宣言

サプライチェーンのお取引先さまと、さらなる連携・共存共栄を進めるべく、「パートナーシップ構築宣言」を公表しております。

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト（https://www.biz-partnership.jp/index.html）

「パートナーシップ構築宣言」（https://tigers.jp/assets/img/sustainability/partnership20200911.pdf）

これからも公正かつ健全な調達業務を行い、サプライチェーン全体の発展に貢献すべく、努めてまいります。

品質方針

タイガースポリマーグループの品質基本方針

タイガースポリマーが、お客さまから信頼され続ける企業であるために、私たちは良い製品とサービスを提供します。

品質方針実現のための行動指針

1．常にお客さまの目線で、使用される用途に気を配り、物造りを行います。
2．「次工程はお客さま」の考えの下、社内においても常に品質の良い製品を供給します。
3．品質クレームの発生は、企業の信頼と存続を脅かすことであると認識し、未然防止に努めます。

全社品質標語と全社品質表彰制度による品質意識の向上

私たちは、トータル・クオリティ・マネジメントシステムの一環として、毎年自社工場・国内関連会社より全社品質標語を募集・選定しています。グランプリ受賞者には全社表彰を行い、グランプリ標語は全社で掲示し、品質意識の向上に繋げています。また、2025年より、顕著に品質向上した拠点に対して品質優秀賞を設定し、取組んでいます。

品質保証体制

当社の品質保証体制は、品質基本方針のもと、品質マネジメントシステムISO9001・IATF16949を事業所毎に取得し、構築しています。
設計開発は、日本の開発研究所が主管となり、各拠点の源流管理を補完しています。
全世界のどこの拠点でも、お客さまと約束した要求品質を満足する均一性が確保された製品を提供するために、日々の生産プロセスを取り纏めた「物造り指針」を2023年に制定し、グローバルに展開しています。

◎：認証取得、○：認証相当の仕組み有

	日本						
	タイガースポリマー㈱					国内関係会社	
	開発研究所	購買部	栃木工場	静岡工場	岡山工場	高槻化成㈱	武庫川化成㈱
IATF16949	○	○	—	—	—	○	—
ISO9001	◎	◎	○	○	○	○	○

	海外関係会社						
	中国		タイ	マレーシア	アメリカ		メキシコ
	杭州泰賀塑化有限公司	広州泰賀塑料有限公司	Tigerpoly (Thailand)Ltd.	Tigers Polymer (Malaysia)Sdn.Bhd.	Tigerpoly Manufacturing,Inc.	Tigerflex Corporation	Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V.
IATF16949	◎	◎	○	—	○	—	—
ISO9001	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎

自動車セクター規格　　IATF16949(ISO9001の追加事項)

品質マネジメントシステム　　ISO9001

環境方針

タイガースポリマーグループの環境方針

地球環境に優しい企業であるために、私たちは環境保全活動を積極的に行います。

地球環境との共存を基本理念として、タイガースポリマーは、グループ全ての企業活動を通じて、人の健康の維持と地球環境の保全に寄与し、将来の世代に良好な環境を引き継ぐことを目標として、その達成に努めます。

環境方針実現のための行動指針

1　私たちは、省資源・省エネルギーに努めます。
2　私たちは、企業活動で発生する廃棄物や汚染物質の削減と適切な処理に努めます。
3　私たちは、環境負荷物質の低減に努めます。
4　私たちは、地球に住む一員として、人の健康の維持と地球環境の保全が重要であると認識し、積極的に行動することに努めます。

※6Rとは

(1) Refuse（リフューズ）	不要な物は買わない。過剰包装は断る。
(2) Reduce（リデュース）	買う量、使う量を減らし、廃棄物の量や体積を減らす。
(3) Reuse（リユース）	そのまま再使用する。
(4) Recycle（リサイクル）	化学的分解などにより、素材に戻して再使用する。
(5) Reconvert to energy（熱回収）	燃料化などの熱源として使用する。
(6) Right disposal（適正処分）	法に則って、適正に処分する。

環境マネジメントシステム（EMS）認証取得状況

当社は環境方針のもと、各拠点（グループ会社を含む）で地域に寄り添った環境保全活動を行っています。

○：ISO14001認証取得　—：ISO14001認証未取得

日本					
開発研究所	武庫川サイト（購買部＋武庫川化成㈱＋タイガース工販㈱）	栃木工場	静岡工場	岡山工場	高槻化成㈱
○	○	○	○	○	○

海外関係会社						
中国		タイ	マレーシア	アメリカ		メキシコ
杭州泰賀塑化有限公司	広州泰賀塑料有限公司	Tigerpoly (Thailand)Ltd.	Tigers Polymer (Malaysia)Sdn.Bhd.	Tigerflex Corporation	Tigerpoly Manufacturing,Inc.	Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V.
○	○	○	○	—	○	—

研究・開発

独自性の高い新製品の提供で、市場ニーズを先取り、持続可能な社会へチャレンジ

当社は、「お客さまに価値の高い製品を提供する」という社長方針に基づき、ゴム及び樹脂など原料の最適提案、様々な解析技術による、機能・部品設計・提案・成形技術及び品質保証を行いながら、日々研究開発に取組んでいます。各開発部門より専門性を持ったメンバーを集結させ、プロジェクトチームを組み、新規開発テーマへ向けた研究、生産性向上、省人化を目的とした自働化工程の推進を行っています。このような開発技術による生産支援を当社グループの国内・海外工場へ実施しております。

今後も、新しい技術を用いた研究開発においては、カーボンニュートラルに向けた取組みや電動車用部品の研究開発に、そして産業用ホース、理化学用・食品用チューブ、インフラ向けゴムシートといった製品においては、市場のニーズを先取りするだけでなく、持続可能な社会へ貢献できる製品開発に、チャレンジし続けます。

産業用ホース

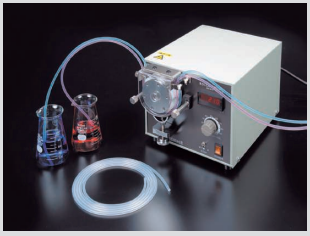

理化学用・食品用チューブ

ゴムシート

電動車用部品（開発推進）

ホイールレゾネーター

加圧型リザーブタンク

自働化工程

水冷配管自働化工程

脱型自働化工程

トピックス

電気自動車（BEV）・ハイブリッド車（HEV）向け部品の開発

当社は今後拡大していくBEV/HEV用のバッテリー部品の開発に力を入れており、当社の従来からの技術と新しい技術を組み合わせ、オートモーティブ営業部を中心に提案活動を行っております。
また、自動車の乗り心地や、快適性に寄与する部品として、室内騒音対策の部品にも力を入れております。

【採用】

- リチウムイオンバッテリーの安全性用途として、当社新開発の難燃シリコーンスポンジが採用

【開発強化】

- リチウムイオンバッテリーケースとカバーのシール性確保のためのパッキン材開発
- リチウムイオンバッテリー用の樹脂部品開発
- 次世代バッテリー用の部品開発
- 自動車の騒音、振動、不快感を軽減する部品開発

【増産計画】

- リチウムイオンバッテリーの需要拡大により、当社担当部品の増産を計画
- ホイールレゾネーターの需要拡大による増産を計画

株主総会会場ご案内略図

会 場

大阪府豊中市新千里東町２丁目１
千里阪急ホテル　西館２階　仙寿
TEL：(06)6872−2211

交通のご案内

北大阪急行　千里中央駅(南改札口)下車　徒歩５分
大阪モノレール　千里中央駅下車　徒歩５分

※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますよう、お願い申しあげます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。